

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 長谷川 みゆき

【所属】 (助成決定時) 千葉大学大学院 人文社会科学部研究科

【研究題目】 責任概念拡大への企図:

「犯罪を止めようとするれば出来たあなたにも責任がある」と言えるための法哲学的考察

【研究の目的】

個人は他人の行為に対して責任を負うことは無く、自己の行為についてのみ責任を負う、というのが近代法の原則である。犯罪を止めようとするれば出来た人たちにまで個人責任を越えて責任概念を拡大する必要があるという本研究の主張は、個人責任主義を徹底する近代法的な発想を基本的なところで批判しようと企図するものである。近代法が依って立つ個人責任の原則は、理性的合理的人間像を前提とし、犯罪が行われた場合にはそれを実行した個人にのみ責任を負わせる。しかし、そのような個人像が一部虚構であることは、現代の社会理論において当然の前提である。特に犯罪者などについて、合理的・自覚的に行動してその結果に責任を負う、という人間モデルを維持することは困難である。強い個人ではなく、弱く傷つきやすく、まわりの影響を受けやすい vulnerable な個人が犯罪に身を投じて行くのを防ぐために、また vulnerable な個人を犯罪の被害から守るために、我々の中にある認知・行動の枠組みをどのように変えていくべきなのかを探る。

【研究の内容・方法】

・ 個人が為していない犯罪について、個人が止めることが出来なかった犯罪について、個人が全く与り知らない犯罪について、犯罪が行われたコミュニティ・社会・地域・国に住む個人はその責任を共有すべきだと主張する、Larry May の 'Sharing Responsibility' (The University of Chicago Press, 1992) とその関連文献から本研究をサポートするエッセンスを取り出す。

ここ 10 年ほどアメリカやイギリスの司法及び行政実践で行なわれている「shame punishments」、「naming and shaming」を考察する。そのような実践が shaming される当人とそれを見る観察者との中に道徳規範を内面化することを助け、それにより犯罪に対する人々の責任意識が変容するのか、つまり、Shame punishments というシンボリックな社会的非難が人々の道徳的態度(心の中ではなく、行為として現れる態度)を変える契機となりうるのか、その後それが行為者の心の中の規範となっていくのか、そしてその規範がまわりにいる見ず知らずの他者さえ救う責任感として機能していくのかということを探求する。

人々の社会的非難に関連して、「厳罰化と Penal Populism と体感治安」をとりあげる。それは、「社会的非難→人々の態度変化→規範を内面化→認知・行動の枠組変化→責任概念拡大へ」という流れが説得力あるものなのかを考察するための端緒として「厳罰化と Penal Populism と体感治安」を手がかりとしたいからである。つまり、社会的非難のひとつとして厳罰化と Penal Populism をとらえ、社会的非難の動力として体感治安をみていくという意味である。

【結論・考察】

Sharing Responsibility に関して:

過去 200 年間、西欧における道徳哲学は一般的に、道徳評価の領域を、人の自覚的な思考と意思の結果であるところの「意図 intentions と行為 actions」に限定してきた。この伝統に対し、自己の諸側面、特にある種の attitudes が自己の責任として考慮されるべきだと May は言う。「犯罪を止めようとするれば出来たあなたにも責任がある」と言えるための責任とは、共有責任であり道徳責任であり形而上的責任である。

Shame punishments に関して:

明確かつドラマチックなかたちで道徳的非難を表現するものだという人々の期待を満足させる要素がある。

犯罪者がコミュニティ内で価値ある存在であるという考えに依存し、それを強化するものである。

今まで自分のしたことに対して無関心であった犯罪者に対する「目覚まし効果」(wake-up call)となりえる。

体感治安と厳罰化に関して:

厳しく罰するが、罰を受けた後は許し受け入れる、という態度をとる人間も多くいる。今までの「犯罪と罰とのマトリックス」が間違っていたと、人々は主張しているだけであって、厳罰化が逸脱者に対する不寛容を根拠としているかどうかは更に考察すべき問題である。厳罰化と寛容性は矛盾しないかもしれない。